



国立感染症研究所提供

新型コロナウイルス Q & A

新型コロナウイルスに関する日常の対応や疑問点にお答えします。

緊急事態宣言について

Q 緊急事態宣言の期間はどのように対応したらいいですか。

A 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底し、定着していくことが求められています。具体的には、「人と身体的距離をとる」ことにより接触を減らす、「マスクをする」「手洗いをすること」が基本であり重要です。

緊急事態宣言の期間中でも、感染拡大がみられない地域は、先行的に解除することも想定されています。一人一人が、日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けていくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の拡大を防げます。

自分のみならず大切な家族や友人、周りの人の命を守ることに繋がっていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q 「新しい生活様式」では、他にどのようなことに取り組みればいいですか。

A 日常生活の中で取り入れていただきたい「新しい生活様式」には、「密閉・密集・密接の3つの密(以下、3密)を避

緊急事態宣言の回答者



市総務部
危機管理監
協本 章

ける」「毎朝体温を測り健康チェックする」「マスクの着用やこまめな手洗い、アルコール消毒など感染予防をする」「買い物は必要最小限の人数で、すいた時間に行く」「食事は対面ではなく横並びで座る」「仕事では「テレワークや時差出勤など、人と接触する機会を減らす」など、従来の生活では意識しなかったことを実践してください。

掲載しています。今後、制限が緩和されて開催する場合であっても感染予防は徹底してください。

Q 市民バスなどの公共交通機関は運休になりませんか。

A 公共交通機関は、市民の生活を維持する上で必要なものであり、運休することはありません。ただし感染者が発生した場合は、運行本数の減少や運行時間の短縮などが想定されます。利用の際は、マスクの着用、せきエチケット、帰宅後の手洗いなど感染予防対策をしてください。

Q 物流は止まりませんか。

A 物流をはじめ社会・経済活動や市民の生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインは確保されます。食料品や医薬品などの生活必需品が必要な人に届くよう

Q 感染を予防するにはどうしたらいいですか。

A こまめな手洗い、マスクの着用など基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛はもちろん、不特定多数が触れる物の消毒、共同で使う場所は換気することで、ウイルスを体内に入れないことが予防につながります。また、十分な睡眠をとり、疲労を蓄積しないなど、健康管理も大切です。

Q 特効薬がない中で、どのような治療をしているのですか。

A 新型コロナウイルスの治

療としては、ウイルスによる発熱やせきなどの表面化している症状を緩和させ、苦痛を和らげる、対症療法をしています。具体的には、解熱剤、鎮咳薬の投与や点滴により、全身をサポートし、肺炎を起こした場合は、酸素投与や人工呼吸なども実施しながら治療を続けています。

Q 退院(治療)と判断されるのはどういう場合ですか。

A 退院基準を満たせば退院できます。症状が軽快してから、24時間後にPCR検査(体内にウイルスがいるかを確認する検査)を実施し、陰性が確認されたら、さらに24時間後にPCR検査をします。再度、陰性が確認されたら退院となります。1、2回目の検査で陽性の場合、同様の検査を繰り返し、2回連続で陰性が確認

されたら、退院が可能です。

Q 自分や家族に感染が疑われる場合、どうしたらいいですか。

A 風邪の症状や発熱、だるさ、息苦しさなどの症状があり心配な場合には、かかりつけ医もしくは県健康相談窓口(022(211)2882、022(211)3883)へ相談してください。

Q 市内にも感染者と接触した人がいるといううわさを聞いて不安です。

A 県内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、県民の皆さんに注意喚起するために、県庁で記者発表をし、県のホームページに掲載するなど、速やかに情報発信します。うわさに惑わされず冷静な行動をお願いします。

今後は、教育の機会を保障する観点から十分な感染防止対策を講じた上で、臨時休業中に登校日を設けるなど、個に応じた学習支援をしていきます。

Q 学校での、感染予防対策を教えてください。

A 児童生徒および教職員の毎朝の検温と風邪の症状を確認しています。発熱や風邪の症状がある場合は、自宅での

小中学校の臨時休業について

Q 臨時休業により、子どもたちの学習に遅れが生じるのが心配ですが、どのような対策がとられていますか。

A 児童生徒には、前年度の復習や未学習分の学習内容についての学習課題と、今年度の新しい教科書に基づく学習課題の2種類の内容で作成した学習プリントや問題集などを配付し、自宅で学習するよう促しています。

学校からは児童生徒、保護者へのお便りなどで、学習ができるテレビ番組やインターネットサイトなどの情報を伝えていきます。市の取り組みとしては4月に新設した教育支援センターから学習問題のウェブ配信を始めています。

今後は、教育の機会を保障する観点から十分な感染防止対策を講じた上で、臨時休業中に登校日を設けるなど、個に応じた学習支援をしていきます。

Q 学校での、感染予防対策を教えてください。

A 児童生徒および教職員の毎朝の検温と風邪の症状を確認しています。発熱や風邪の症状がある場合は、自宅での

休養を勧めています。

また、3密の回避に取り組み、手洗い、せきエチケット、マスクの着用、教室などの換気や消毒などを徹底していきます。

Q 学校ではマスクの着用が必要ですか。また、市販のマスクが買えない場合、手作りすべきでしょうか。

A 児童生徒の間に十分な距離があり、適切に換気をしている場所では、マスクの着用は必要ないとも言われています。教室では、児童生徒の間に十分な距離がとりにくいため、適切に換気をした上でもマスクの着用は望ましいと考えています。

マスクが購入できない状況が続いていますが、文部科学省のホームページなどでマスクの作り方を掲載しています。

新しい新型コロナウイルス感染症の拡大は、転入・転出の時期と重なりました。各学校には転入生と在校生双方の人権が尊重される指導をするようにお願いします。

感染症・健康関係の回答者



県登米保健所
地域保健福祉部
千葉 玉江 技術副参事

小中学校の臨時休業の回答者



市教育委員会教育部
学校教育管理監
二階堂 順一郎